

東北・関東大震災・福島原発事故に対する 高齢者支援への緊急アピール

2011年3月22日

全国老人福祉問題研究会 会長 井上 英夫
(金沢大学教授)

月刊「ゆたかなくらし」編集委員長 佐藤 嘉夫
(岩手県立大学教授)

このたびの東北・関東地方を襲った地震と津波、そして福島原発事故により被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表します。

震災の状況が明らかになるにつれて、被害の甚大さに言葉がありません。

私たち老人福祉問題研究会は、被災された皆様の無念さと悲しみに心を寄せながら総力を挙げて被災された皆様、被災地の人間復興と地域復興支援に取り組みます。

しかし、災害の大きさ、重大さに鑑みる時、何より国や都道府県が住民、国民の生命、安全を守り、安心を保障しなければなりません。特に、災害により最も被害を受けやすい高齢者の命と安全、くらしを守るため、国や都道府県は、それぞれの被災地域の状況に応じ現行制度を積極的かつ柔軟に運用し、さらに必要な立法や制度の創設等迅速な対応をすべきです。そこで、以下の点について緊急に要望します。

- 1 原子力発電所が破壊された未曾有の事態に対して、起きている状況や事実を国民が正確に把握、理解し対応をしていくことができるように、透明性の高い真実の情報を迅速に公開すること。
- 2 地震、津波、原子力発電所事故の三重苦に直面している被災地域住民の医療保険や介護保険の保険料、自己負担を免除し10割給付とするとともに、その他必要な給付やサービスについても自己負担を求めないこと。
- 3 特に被災した地域の市町村が壊滅状況にあり、保険者として機能できない状況の中で、国や都道府県が役割を代行し、その責任の下で、必要な医療、福祉、介護保険サービスの提供体制を確保し円滑に提供できるようにすること。
- 4 「介護」に特化されている介護保険制度のみでは、被災高齢者や家族が生活する地域にあって、命やくらしを守ることはできない。老人福祉法に基づいて、国・都道府県が各被災地域の状況に応じた体制を整備し高齢者福祉に必要な措置を緊急に講ずること。
- 5 すでに被災地や原子力発電所周辺にある特別養護老人ホームや病院において高齢者が取り残される事態が発生している。また避難を余儀なくされ住みなれた地域を遠く離れざる得ない高齢者の心身の負担は非常に大きく、すでに死亡者も相次ぎ、事態は急を要している。その後の影響を踏まえた避難方法や避難先を至急、確保すること。
- 6 避難所生活は、高齢者にとって特に苛酷である。十分な水、食べ物、生活必需品、そして暖房を確保すべきである。
- 7 救援、復旧、復興事業の実施、計画策定に当たっては被災者、被災地住民の声を十分に聞き、反映させること。そのため、国、都道府県職員は、至急被災地に出向き、直接被害の実相を体感すべきである。